

LINEで使える刈谷デジタルクーポン「K-pon」

参加店舗募集

登録料
振込手数料
無料

募集
期間

令和
8年

11月1日(日) ▶▶▶▶▶ 12月31日(木)

刈谷市では物価高騰対策として市内商業者を支援するため、スマートフォン等で利用できるデジタルクーポンを発行します。

? 刈谷デジタルクーポン「K-pon」(クーポン)とは

刈谷市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できるデジタルクーポンを、1人あたり6,000円分(300円割引券x20枚)発行します。詳細は、裏面の「参加店舗募集概要」を参照ください。

前回参加店舗の満足度91%

参加のメリット

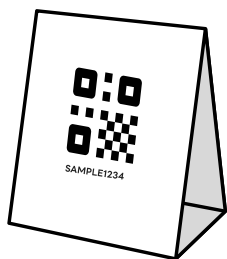
- ・店舗の宣伝効果、新規顧客の獲得
- ・売り上げ増加

活用の好事例

- ・K-ponの金額設定に応じた専用メニューの提供
- ・店舗独自のPR(SNS配信、のぼり旗作成など)の実施

参加店舗は4つの対応作業をお願いします

1



卓上ポップの設置

配付された卓上ポップを設置してください

2



利用時画面の確認

利用者と利用内容を画面で確認します

3



利用完了画面の確認

利用完了の画面を確認します

4



値引きして会計

参加店舗募集からイベント期間終了までの流れ

募集
開始



募集
締め切り



配布
物発送



配布
物到着



利用
開始



割引
額振込

11月1日(日)

募集期間

12月31日(木)

飲食店と、飲食店以外では
どちらかしか申し込みできません。

1月19日(火)

1月23日(土)
頃までに

1月27日(水)
2月19日(金)

終了後
約1週間

刈谷デジタルクーポン「K-pon」 参加店舗募集概要

事業内容

刈谷市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できる300円割引のデジタルクーポン20枚（飲食店のみ利用可能 10枚、飲食店以外のみ利用可能 10枚）を発行します。

実施期間【クーポン取得・利用可能期間】

令和9年1月27日（水）～ 令和9年2月19日（金）

※ 市の定める額に達した場合、期間の途中で利用を中止することがあります。

クーポンの利用条件

同一店舗で利用できるデジタルクーポンは5枚までとし、

1枚利用の場合は 1,000 円（税込）以上の会計で利用可能

2枚利用の場合は 2,000 円（税込）以上の会計で利用可能

3枚利用の場合は 3,000 円（税込）以上の会計で利用可能

4枚利用の場合は 4,000 円（税込）以上の会計で利用可能

5枚利用の場合は 5,000 円（税込）以上の会計で利用可能

※ 飲食店と飲食店以外の各デジタルクーポンは、互いをまたいでの利用は不可

参加店舗

以下 ① ② のいずれにも該当する店舗

① 市内に所在する店舗

② 原則、チェーン店、フランチャイズチェーン店でないこと

※ チェーン店は、市外に本店登記等を有する事業者が経営する店舗の場合、同一の商標を表示する店舗が10以下であれば参加できます。また、市内に本店登記等を有する事業者が経営するチェーン店は、店舗数に関わらず参加できます。

※ フランチャイズチェーン店は、市内の商店街に加入し、かつ、刈谷商工会議所の会員が経営する店舗であれば参加できます。

※ 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。

※ 移動販売（キッチンカーなど）のみは対象外です。

店舗配付物

専用QRコード、ポスター、チラシ、ステッカー、マニュアル

※ 専用QRコード、ポスター、チラシ、ステッカーを必ず掲出してください。

クーポンの利用対象とならないもの

① 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払

② 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）

③ 国税、地方税等の公租公課

④ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入

⑤ プレミアム分が加算されている回数券

⑥ 月謝、会費、サブスクなどの支払

⑦ 現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払

⑧ 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払

⑨ たばこ（電子たばこを含む）

⑩ 保険診療

⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑫ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

⑬ その他、市が不適当と認めるもの

クーポン利用額の振込

・ 2月19日（金）を締め日とし、クーポン利用額を振込みます。（締め日から1週間程度）

・ 店舗は手続き不要です。店舗用の管理画面がありますので、クーポン利用額を都度確認してください。

手数料

参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに無料です。

募集期間

令和8年11月1日（日）～ 令和8年12月31日（木）

※ 登録には市の審査があります。

※ 飲食店で店内飲食とテイクアウトの両方を営んでいる場合、飲食店・飲食店以外のどちらかにしか申し込みできません。

事業者説明会（参加自由、申込不要）

日付	会場	開始時間
11月17日（火）	産業振興センター 306会議室	15:00/18:30
11月26日（木）	北部生涯学習センター 301研修室	15:00/18:30

各説明会実施時間は1時間程度です。

各回の説明内容は全て同一です。ご都合の良い時間でご参加ください。

※出席できない場合の連絡は不要です。

誓約事項

① 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。

② クーポンを利用できない商品等に対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。

③ クーポンの利用条件を遵守し、不正な利用をしません。

④ クーポンの偽造・悪用・濫用をしません。

⑤ クーポンの利用可能期間内は参加店舗として事業に参加します。

⑥ クーポンの利用に関し、駐車場の混雑等が想定される場合は、適切な対策を講じ、交通事故・交通渋滞等が発生しないように努めます。

⑦ クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。

⑧ クーポンの利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

⑨ 参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。

⑩ クーポンの取扱いに関し、市から改善要請等があった場合は、それに従います。

⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う店舗ではありません。

⑫ 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※ 上記に反した場合には参加資格の取消や、割引額を返還させることがあります。

※ 登録された店舗の営業時間と著しく異なる時間帯に決済された場合、売上台帳等の提出を求めることがあります。

申込方法

原則、専用申込フォームから申し込みください。

写真・口座情報をご準備ください。申込時に必要となります。



<https://url-shorter.com/kbbn167p>

専用申込フォーム

※ WEB申込ができない場合は、専用申込用紙（刈谷市ホームページからダウンロード可）にご記入の上、FAX（0566-27-9652）で刈谷市商工業振興課へ提出してください。

※ 用紙で申し込む場合は、WEB申込と異なり、店舗写真など一部掲載できない情報がありますので予めご了承ください。

問い合わせ先

刈谷デジタルクーポン「K-pon」事務局

TEL 050-5369-9427

時間：平日 9:00～18:00 期間：令和8年10月23日～令和9年3月12日

※ クーポン利用期間のみ土日祝日（8:30 - 19:00）

※ 年末年始（12/29～1/3）は除く